

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案要綱

厚生労働省発職 0612 第 12 号

令和 2 年 6 月 12 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（三において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対する特例措置の対象を対象期間の初日が令和二年一月二十四日から起算して八月が経過する日の属する月の末日までの間にある場合に変更するとともに、次の特例措置を講ずるものとする。

- 一 継続して雇用された期間が六箇月未満の雇用保険の被保険者の出向について、助成対象とすること。
- 二 令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間中の休業等に関し、雇用調整助成金の支給額について、一日当たりの上限額を一万五千元とすること。
- 三 令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間中の休業等に関し、新型コロナウイルス感染症関係事業主に対する休業等の助成率を、中小企業事業主であつて、次のいずれにも該当するものに対しては、助成率を十分の十とすること。

1 令和二年一月二十四日から判断基礎期間の末日までの間（2において「基準期間」という。）にお

いて、事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

2 事業所において役務の提供を行っていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

四 令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間中の出向に関し、出向先において事業に従事する期間が一箇月以上の期間であるものについて、助成対象とすること。

五 その他所要の暫定措置を設けること。

第二 両立支援等助成金制度の改正

一 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金について、その対象となる有給休暇の期限を令和二年六月三十日から同年九月三十日に変更すること。

二 令和二年四月一日から同年九月三十日までの間にその雇用する被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主に対する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給額について、当該有

給休暇に係る者一人につき、一日当たりの上限額を一万五千円とすること。

三 その他所要の暫定措置を設けることとする。

第三 その他

一 この省令は、公布の日から施行し、第一の一については、令和二年一月二十四日以降に開始した出向について適用することとし、第一の二から四まで及び第二の二については、令和二年四月一日以降に開始した休業等及び出向並びに同日以降に取得した有給休暇について適用すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。